

四日市市告示第 4 8 5 号

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 5 年 8 月 1 6 日

四日市市長 森 智広

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱（平成 2 7 年四日市市告示第 1 7 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象者)</p> <p>第 2 条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除く。</p> <p>(1) 発行済株式又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 以上が同一の大規模法人（資本金の額又は出資の総額が 3 億円を超え、かつ、常時使用する従業員が 3 0 0 人を超える法人をいう。次号について同じ。）の所有に属しているもの。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第 2 条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除く。</p> <p>(1) 発行済株式又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 以上が同一の大規模法人（資本金の額又は出資の総額が 3 億円を超える会社並びに常時使用する従業員が 3 0 0 人を超える法人をいう。次号について同じ。）の所有に属しているもの。</p> <p>(2) (略)</p>

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部商業労政課)